

令和5年度第2回守山市障害者施策推進協議会 議事要旨

日時：令和5年9月14日（木）13:30～15:15

場所：守山市役所3階 33会議室

【会議次第】

1. 開会

2. 議題

(1) 「もりやま障害福祉プラン2024」骨子（案）について …別紙1

(2) 「もりやま障害福祉プラン2024」数値目標算出について …別紙2

4. 閉会

配布資料

- ・委員名簿（次第裏面）
- ・「もりやま障害福祉プラン2024」骨子(案)について
- ・「もりやま障害福祉プラン2024」数値目標算出について
- ・参考資料
もりやま障害福祉プラン策定に係るアンケート調査結果
（令和2年度・令和5年度実施比較）

1. 開会

2. 議題

(1) 「もりやま障害福祉プラン2024」骨子(案)について

事務局

障害福祉計画策定、「もりやま障害福祉プラン2021」の進捗状況、国における現行計画の基本方針および「もりやま障害福祉プラン2021」における成果目標等について、事務局より説明

会長

それでは、以前も口頭では説明があったが、質問があればお願いします。

委員

前回は意見を出したが、障害者の理解が不足している。これに対する取組が必要。より取組を深めていくために、施策体系の中で、ステップのところ、重点的取組方針の内容が4項目ある。一番上のところに障害のある人への理解の促進という項目を加えたらどうか。これを一つの切り口として、目標や施策を彫り込んでいったらどうか。障害のある人の理解の促進については、知的、精神には重要。社会に溶け込んでともに生きていくには、ハード的なバリアフリーという物理的な対策ではなく、理解して受け入れるソフト面。最も求められる。心のバリアフリー化では、単に偏見、垣根を取り払うということではなく、受け入れ、ともに生きていくという定義が好ましい。どうしたら理解を促進するか、アンケートにもあるが、就労や教育、日常生活の場、それぞれの場において対応が必要。具体的な取組として就労の場では、企業では人権学習の中で障害者の理解を図る取組。学校教育ではインクルーシブの教育を一層展開していく。日常生活の場、自治会の活動で取り組んでいくことが大切。従来から人権学習をやっているが、障害者の理解を取り入れた展開が必要。自治会の実践活動では吉見学区では、対象は高齢者が主体。こうした活動は障害者への理解が進めば。障害者への理解の促進という項目でもって一つの切り口で施策の展開ができないか。

事務局

理解促進は一丁目一番地。相互理解については1番の基本目標に置いている。そのうえで、就労とか教育とか、自治会の人権学習とかそれぞれの施策を着実に実行していく。言葉の中に支え共に生きていくというフレーズもあったが、地域で支え合ったとある。そういうフレーズも盛り込んでいく。

委員

重点的取組方針の内容の中に。

事務局

重点項目について、今の段階で考えているのが、施策を集約したもの。それに濃淡をつけることに意味がない。基本目標の7項目でセットだと思っている。書いていないが7つが重点と考えている。

委員

別の意見かもしれないが、具体的な相互理解の対応策の中で、自治会の中に福祉部会がある。福祉部会の中でやっているのは高齢者向けの福祉だけ。障害者向けの福祉について何の取組もしていない。自治会の中に障害に関する福祉に関する取組を行政から呼びかけてやっていただきたい。自治会単位で障害者の取組は何もない。これは、やはりそういう取組が必要ではないか。3番目の自己の能力を、7番の福祉人材の確保育成に関連して、精神障害者の福祉関係では横浜を中心にしてピア活動。当事者同士の活動が大きくとりあげられている。当事者同士が支え合っていく活動。ピアサポート、ピアカウンセラーという活動がある。講座とかやっていかなければ実施できない。横浜市ではY P S（横浜ピアスタッフ協会）という委託による活動があり、職員が当事者。そこでは就職、生活、結婚全てが当たり前に行われている。関東地方東京、大阪でも障害福祉課みたいところに当事者のピアカウンセラーを置いている。当事者同士、同じ条件を持った人が相談に乗ってくれる。全国的にピアサポーターというのが大きな流れになっている。しかし、もりやま障害福祉プランにはピアの言葉が一言もでていない。世の中の動きからは遅れていると感じる。滋賀県も遅れているが、やっと取組をどうしていくかというか検討し始めている。草津市ではピア活動の講座を月1回やっている。守山市ではそこまで行けていない。是非ともその言葉を入れてほしい。そうしたときに、③自己の能力を活かしというところと福祉人材の確保につながる

会長

役所の立場からの意見はあると思うが。

事務局

ピアの立場でだから出来るということもある。アドバイスいただいたことについて、3番、7番のところと合わせて、ピア同士だからできる相談支援につながる。基幹・委託、当事者団体も含めて、いただいた課題について取り組んでいきたい。

委員

大人になってから障害者との付き合い方、できないところもある。子どもの間から障害のある人が当たり前のようにいて、学校でも、交流していたら、壁が低くなる。現実には、学校や保育園・幼稚園では一緒にやっているが、小学校、中学校では、特別支援学級と通常の学級は別々に活動している。学校の中で障害のある子の差別や偏見があるのが現状。大人に言っても、将来的に守山における心のバリアフリーは進まない。先生方の意識にも、30～40歳の先生は一緒に教育を受けた経験がない。教育委員会とやりとりして、先生方との研修などをやってもらうことが、インクルージョンという言葉が入っていない。

事務局

インクルージョンは大切。真の共生社会をめざして、学校現場とも話して進めていけたらと思う。

委員

委員の意見、事務局が言った部分。重点取組方針というところにあるからこそ、浸透していくのではないかと思った。障害に対しての理解というところ。それがあれば、この7つがうまくまわっていくのではないか。特に3番の就職等は入口を増やそうというところは最初にするとところだが、持続・定着していくには日常生活のサポートが大切。地域の人々の理解、会社の人々の理解が大切。学んで理解が進んでいくところもある。幼少のところからの教育でそうした心を育成していくのが大切。昨日、守山市の地域福祉推進会議に出席していたが、計画に小中学校で福祉、ボランティアとか、行政のところでも考えていると感心したところ。重点項目に障害理解を入れていただきたい。

副会長

教育の方にも携わっているが、県の方でも動いている。交換をする。小学校、中学校で行き来するというを実施している。守山市の教育委員会も動いている。大切なところ。そうしないとうまくいかないという姿勢でやっている。6番について、情報バリアフリー機器の設置数、どういうものを指すのか。防災計画について、一般の人々の防災計画と障害者の防災計画を同じものでやっていくは不可能。この中に医師会が入っていない。場所を作ってもダメ。施設が完全にサポートできる体制でないといけない。防災計画がいると思う。医師会と連携してという。「充実」というだけではだめ。ここに明記してほしい。

事務局

情報バリアフリーとは、FAX や聴覚障害の方へ連絡するときの屋内信号装置や、視覚障害の人に伝えるものを指している。

副会長

医療機器は？

事務局

入っていない。

副会長

いろいろな患者がいるので、医者が入って防災計画を立てないと、体の弱いかた、精神の方というパターンで決めておかないと、困るのは患者さん。しっかり立てて、医師会で話を詰めないとだめだと思う。6番はまだまだ不十分だと思う。

事務局

ありがとうございます。

委員

次で説明があると思うが、3年前との調査との比較で気になったのは、参考資料6、7ページに、

相談について3年前に比べて非常に多くなっている。支援を求めるもの10、11ページでも非常に割合が大きくなっている。3年間の社会状況もあると思うが、アンケートで相談、支援についてのニーズを強調したような方針がないといけないのでは。2番目にはあるが前回と同じように思う。極端に数値が増えている。2点目、基本目標6の地域福祉権利擁護支援事業利用者数があるが、ここではないのでは。成年後見制度の前段での地域福祉権利擁護事業がある。7番目で福祉人材の確保、育成について、障害福祉分野だけでなく、介護でも子どもでも大事。これに対する指標が①～③で意味を持つのか。③で人材確保ができるのか。指標の話は今後の話、弱すぎるのでは。自治会の福祉部会について、社協として、各自治会で健康福祉部会の活動に参加している。高齢者の見守りに比重がある。持ち帰って障害者に関するテーマを取り上げていくことを考えていきたい。

事務局

地域福祉権利擁護事業について、消費者保護の推進というところで、これを指標に挙げた。ご指摘の通り、地域での生活を支えるための事業であるので、

委員

なぜここに入るのか。社協がやっている事業。消費者保護という位置づけをしているとしたらおかしいのでは。

事務局

地域福祉権利擁護事業を利用いただいた方で、被害にあわれてつながった人が多く、そこから地域福祉権利擁護事業につながった。詐欺に巻き込まれそうになったときに、そういったときに、ここに挙げさせていただいた次第。

委員

社協では消費者保護の観点からやっているわけではない。そう考えているなら改めてはっきりさせたほうが良い。

委員

5番の指標のところグループホームの整備数とあるが、精神障害者の場合、グループホームはなかなか入るのは難しい。単身で入れるような設備、単身で住んでも、行政も含めて生活を支援できるようなことが大事ではないか。とじこもりということで、精神の病気で閉じこもっている方が60歳までで200万人と言われているが、実数は把握できていない。我々の近くでも子どもが10年以上外に出られないという人がいる。話してもあきらめている。全国的にも調査しても把握できていない。守山市でもそういう人をつかむことから始めるべきではないか。その辺のことを、何らかの形で入れてほしい。居場所で当事者の方が来られるが、近くの市の当事者に2～3人は家族からの虐待を受けている。行政と連絡して対応している。家族の虐待、差別も入っているかもしれないが、把握しようとしたときに周りの全体、隣の人、民生委員とか把握をする。閉じこもりも含めて、実態があるかどうかという把握も入れていただきたい。

事務局

まず把握をしないとわからないこと、虐待についてもふれていただいたが、事務局としてもとても重要と思っている。基本目標2にも入れているが、関わりも含めることで虐待防止にもつながっていく。まず実態把握ができるように、どうやったら支援が必要な時点に間に合うか、ご助言いただきながら取り組んでいきたい。

会長

たくさん意見を頂いたが、①基本目標、対応策、KPI、次に具体的に。表現を変えるか説明で対応するか、今後の計画書で考えれば。インクルーシブに入れるか、(1)レベルの下に入れるか。②法的な使用と現実の使用がある。③具体的な意見については計画書の中に参考に。④消費者保護の推進、大きく捉えると安心・安全になる。消費者というのも違う。説明を加えて、ここに入れるか、どこも全部につながっている。交流・ふれあいはすべてにつながっている。⑤医療についても難しいが、書いていくことができるが、ここで取り組むのか、予算配分もある。担当課のこともある。連携もしないといけない。表現を変えながらいけないといけない。⑥KPIについて、制度に対してどれだけできるかというこれはこれで大事。理念のもう一つ上、市民の幸せという意味でいくと、利用者側での効果があったかというところについては工夫しながら。制度として大事なことだと思う。

(2) 「もりやま障害福祉プラン2024」数値目標算出について

事務局

資料1を基に、全体と障害福祉サービスについての説明

会長

今の説明について、ご質問・ご意見等あるか。

委員

障害のある人の状況というところで、各手帳をお持ちの人数は出ているが、それぞれ等級があって、身体障害者のみ等級別の分析がされている。知的障害と精神障害はどうして分析されていないのか。

事務局

今回の会議では計画の素案をお示しする予定で、もう少し具体的な区分の人数を記載するので、そこでお示しする予定である。

委員

了解した。もう1つ、7ページにある「重度障害等包括支援」とはどういう支援か。

事務局

重度障害等包括支援は、常時介護を要する方のうち、特に介護の必要性が高いと認められた方に対

して居宅介護や生活介護を包括的に提供するサービスである。しかし、実際、重度訪問介護のほうが使いやすいという声が多く、実績がない状態である。

委員

以前は精神疾患で通院されている方のデータが載っていたと思うが、それも記載してほしい。

委員

今の3ページの件で、障害者の年代別はわかるか。

事務局

お示しできていないが、手帳所持者の年齢については調べている。特に身体障害手帳に関しては、65歳以上が多い。次回、数値でお示しさせていただく。

会長

その他よろしいか。今回、障害福祉の訪問系サービスの流れだけのデータであった。今後、詳しく記載していただきたいと思う。

事務局

資料1の地域生活支援事業について説明（16ページ～25ページ）

会長

今の説明について、ご質問・ご意見等あるか。

委員

障害者が65歳以上になると高齢者介護のほうになるが、今までB型事業所で生活介護などやってもらっている、その辺の切り替えはどのように変わっていくのか。あるいは、何らかのものについては事業所に残るのか。その辺がどのようになるのか教えてほしい。

事務局

65歳になられたからと言って、障害の方のB型事業所、いわゆる作業所等に明日から通えなくなるとかグループホームを出て行ってくださいということではなく、心身の状況に合わせて移ってもらうイメージで、一律ではなく、その方に合わせた移行になる。また、B型事業所に通われていた方が入浴などの支援が必要になった場合に、介護保健の申請をしていただきデイサービスを利用したケースもある。

会長

その他よろしいか。では、次に進ませていただく。

事務局

資料1の「障害のある子どもを対象としたサービスの充実」及び「施設整備についての見込み」について説明（26ページ～32ページ）

会長

今の説明について、ご質問・ご意見等あるか。

委員

31ページの「（2）共同生活援助」についてだが、前回の会議で委員から「守山市は国の方針に沿う必要は全くないのではないか。地域のニーズに合わせて施設整備等をしてはどうか」というご意見で、その中で重度の方の共同生活援助が急務とおっしゃられていた。そのとおりで、法律で入所施設はつくってはいけないとなっているが、本当に必要であればつくってもいいのではないかと思う。また、軽度の方のグループホームはある一定数足りているという報告を頂いたが、私の周りの利用者は希望されていても入れない方もたくさんおられるし、以前から法人に、もっと建ててほしいという意見を頂いている。本当に足りているのか。

事務局

共同生活援助については、足りているという認識の報告ではなく、足りていないという認識である。特に、重い障害のある方の事業所の整備が急務という認識である。

委員

比較的障害の重い方のグループホームとしては、近年1か所施設整備できたと思うが、その運営が本当にうまくいっているかどうか、その辺はどうなのか。

事務局

ご指摘のグループホームは、昨年6月に開所して運用しているところである。実際、どこも同じだと思うが、夜間の支援をしてくださる支援員がなかなか集まりにくいということでご苦労いただいていると伺っている。その中でも、何とかグループホームのほうは運用いただいているところである。

会長

その他よろしいか。では、次に進ませさせていただく。

事務局

資料1の「令和8年度の数値目標等の設定」について説明（33ページ～）

会長

ただ今の説明について、ご質問・ご意見等あるか。

委員

実際、アンケート結果においての、強化するという意味で見解があれば、教えていただきたい。

事務局

アンケートの結果からも、障害のあるご本人だけでなく家族も含めての包括的な支援を望まれる声がかかなり多かった。それらに対応していけるように、骨子でも包括的な、市で取り組んでいる重層的な支援体制についても取組を進めているところである。また、アンケート結果の中で多かったのは、計画相談を受けてもらいたいというだけでなく、その相談の質も上げていかなければいけないという声を、当事者からも事業所の方からも頂いた。それらから、次期プランについては基幹相談支援センターの役割、委託している市の役割としても、相談支援体制の強化として、利用者に沿って行っていく計画相談支援事業者に対しての指導・助言、件数を目標値に挙げて、人材育成がしていけるように、また、相談機関との連携強化が行えるようにというところで設定したところである。

委員

「（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」で、国の基本指針ということで「退院後１年以内の地域における平均生活日数（325.3 日以上）」と書いてあるが、現実的には１年未満しか退院してから過ごせていない。そうすると、また入院して退院しての繰り返しだけになるのではないかと思う。指標の中に「協議の場の設置数」とあるが、ケース会議のような場をもって、当事者、家族も含めて自立した生活をするにはどうしたらいいかという協議の場は必要だと思うが、退院したら家族のもとに帰っていく、家族だけでは支えきれないから、自立した生活をするためにどうしたらいいかという検討がとても大事ではないかと思う。

会長

先ほどピアのことも含めて、専門家だけでなく事業者も含めた会議というのは議題にもなってくる。その辺も含めて検討していくことになると思う。ほかはよろしいか。

予定していた議題は全て終了した。最後に、副会長にお願いする。

副会長

今日は、腹の底からの本当の意見を出していただいたのではないかと思う。国も県も、障害児からその方が成人して亡くなるまでの間を支えていこうという方針でいろいろな施策を協議しているところである。私もそういった会議に出ているが、市が中心になってくるのは中学校まで、その先は県のほうに移っていくため、この間が大きな溝になっている。そこをうまく乗り越えて、その次、成人していき、そこを支えていくと、今度は65歳以上の高齢者になったら、そこから先をどう支えていくかという、生まれてから亡くなるまでを支えるという非常に今、問題になっているところである。こういう会議は本当に有意義である。この意見に対して予算を付けて、市も県も実行していただきたいと思う。いい案が出て予算がつかないと一歩進まないのが現実なので、皆さんの力で、国・県・市に、訴えていただければと思う。今日は本当にいい会議だったと思う。

会長

最後に1つだけ、偶然だが、今年度、委員の方1人以外全て男性である。今後、立場を越えて女性としての視点からの意見をぜひお願いしたい。事務局に進行をお渡しする。

4. 閉会

事務局

最後に連絡事項である。次回の日程については、お手元に日程調整の用紙を配付したので、前回同様、ご都合の悪い日に×印を付していただき、返信用封筒でご返送いただくようお願いする。この場で頂ける方は、事務局までご提出をお願いする。

これで、会議を終了させていただく。本日は、どうもありがとうございました。